

パシフィコ・エナジー株式会社「(仮称)パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年10月31日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」について、パシフィコ・エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：静岡県南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市の沿岸
- ・原動力の種類：風力(洋上)
- ・出 力：最大500,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和元年 8月 9日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和元年10月21日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和元年10月31日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

パシフィコ・エナジー株式会社「(仮称)パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の大幅な見直しを行うこと。

(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と協議・調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 最新の知見の反映

基礎を含む風力発電設備等の構造物の存在並びに工事中及び供用中の水中音の発生による海生生物等への影響を含め、洋上風力発電事業の環境影響については十分に解明されていない点があることから、本事業の実施の検討に当たって、最新の知見及び先行事例の知

見の収集に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、沿岸付近の住居等の近隣に風力発電設備が設置される場合には、供用時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

想定区域には、「環境省レッドリスト2019」(平成31年1月環境省)で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているカムリウミスズメの繁殖地が存在していることから、本事業の実施により、生息環境の変化等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 海生生物に対する影響

想定区域は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」(平成28年4月環境省)及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成28年4月環境省)に選定されており、藻場等の存在が広く確認されていることから、本事業の実施により、藻場等に生息・生育する海生生物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、藻場等の海生生物の生息及び生育基盤として重要な自然環境のまとまりの場が存在する区域を明らかにした上で、水の濁り等による海生生物への影響について、専門家等の助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、藻場等の改変を回避又は極力低減するとともに、工事中における水の濁り等により、藻場等の海生生物の生息・生育環境への影響が懸念される場合は、環境保全措置を講ずること。

(4) 景観に対する影響

想定区域の一部は、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき指定された富士箱根伊豆国立公園と重複しており、さらに当該国立公園内には、海岸線や海岸地形を鑑賞する目的等で利用施設計画に位置づけられており、主要な眺望点でもある「タライ岬」、「ユウスゲ公園」、「波勝崎」及び「石廊崎」等が存在していることから、当該国立公園の区域内及びその近傍に風力発電設備等を設置する場合は、これらの利用施設及び主要な眺望点からのリアス式海岸等の海岸景観に対する重大な影響を回避又は十分に低減できない可能性が極めて高い。このため、当該国立公園の区域内における風力発電設備の設置を原則回避するとともに、利用施設及び主要な眺望点から最大限離隔を取る等の措置を講じ、眺望景観への重大な影響を回避又は十分に低減すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により、利用施設及び主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野を考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該施設の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の周辺には、「弓ヶ浜」及び「ユウスゲ公園」等の複数の人と自然との触れ合い活動の場が存在していることから、工事中及び供用時の騒音、供用時の風車の影並びに景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係地方公共団体等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。